

瀬戸市マンション管理適正化推進計画

(計画期間：令和5年4月～令和13年3月)

令和5年4月1日

1. マンションの管理の適正化に関する目標

本市におけるマンション数は、令和3年時点で88棟4839戸です。そのうち築40年以上のマンションは3棟(3.4%)となっていますが、10年後には25棟(28.4%)、20年後には70棟(79.5%)と、今後、高経年のマンションが増加することが予想され、管理組合による長期修繕計画に基づく修繕積立の設定に重点をおいてマンションの管理適正化を進めることとします。

2. マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

本市のマンションの管理状況を把握するため、愛知県が令和3年度に管理組合へ実施したアンケート結果を踏まえ、マンションの管理状況に関する実態調査、本市が講ずる措置を検討します。

3. マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。なお、実態調査等を踏まえ、施策の充実を図ることについて検討します。

4. 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

本市のマンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針及び愛知県マンション管理適正管理指針と同様の内容とします。

5. マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、窓口、広報紙、市公式ウェブサイト等を通じて、普及・啓発を進めます。

6. 計画期間

令和5年度から令和12年度までの8年間とします。なお、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本計画を適宜見直すものとします。

7. その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

愛知県と連携し、マンション管理に関する必要な情報を入手するとともに、県内市町村と意見交換を行うなどにより、マンション管理の適正化を推進していきます。